

地域交通安全活動推進委員及び交通指導員の活動について

富山県公安委員会及び富山県警察では悲惨な交通事故を防止するため、交通安全活動のボランティアとして地域交通安全活動推進委員及び交通指導員を委嘱し、各種交通安全活動に協力していただいています。

区 分	地域交通安全活動推進委員	交 通 指 導 員
設 立 緯 等	<p>道路交通法に基づき、地域における道路交通のモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして活躍していただくボランティア活動をしていただいています。</p> <p>(道路交通法第 108 条の 29)</p>	<p>昭和 30 年代、交通事故の増加とともに、子供の交通安全を願う地域住民の有志が、通学路や交通量の多い街頭で交通安全指導や交通安全広報等を自主的に行うようになりました。</p> <p>そこで警察では、交通安全を推進する中心的な役割を担う方々として委嘱する「交通指導員制度」を発足させました。</p>
制 度 の 開 始	平成 3 年 1 月 1 日	昭和 34 年 10 月 1 日
委 嘱 者	富山県公安委員会	富山県警察本部長
委 嘱 人 数	200 人	500 人 ※ このほか、県内各市町村長委嘱の交通指導員が活躍しておられます。
主 な 活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する交通安全教育 2 高齢者、障害者等の安全な通行を確保するための住民への指導 3 車両の駐車及び道路使用方法の理解を深めるための指導 4 自転車の適正な通行方法の指導 5 その他国家公安委員会規則で定めるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する交通安全教育活動 2 街頭における歩行者及び自転車走行者に対する交通安全指導及び交通の整理・誘導活動 3 警察署長に対する、悪質運転者、善行者の報告、交通安全に関する勧告活動等
任 期	2 年	1 年

【警察署別定員】

	入善	黒部	魚津	滑川	上市	富山中央	富山南	富山西	射水	高岡	氷見	砺波	南砺	小矢部	計
地域交通安全活動推進委員	7	8	9	6	8	43	19	17	17	33	9	9	10	5	200
交通指導員	25	22	21	14	23	83	44	39	41	84	27	21	39	17	500
合 計	32	30	30	20	31	126	63	56	58	117	36	30	49	22	700